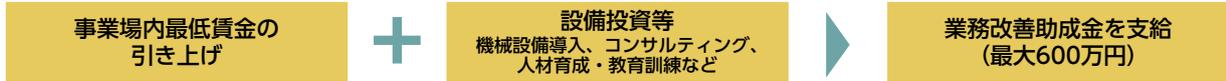


業務改善助成金（通常コース）のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った際に、その投資費用の一部を助成する制度です。

助成上限額は引き上げる金額と引き上げ対象となる労働者数等で異なり、最大600万円が支給されます。

【申請期限】2024年1月31日（水）（交付決定前の賃金引き上げや設備導入は対象外となります。）



■対象事業者

- ・中小企業、小規模事業者であること。
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること。
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。

■対象となる経費

経費区分	対象経費例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

■助成上限額表

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

■助成率 ※事業場内最低賃金によります。

870円未満	9/10
870円以上920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

■特例事業者要件

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

* ②、③に該当する事業者は助成対象経費の拡充が受けられます。
(自動車・情報端末機器など)
(厚生労働省「業務改善助成金のご案内」リーフレットより)

【お問い合わせ先】業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440（平日8：30～17：15）

2ドア軽自動車地域最安値

24時間

2,200円

1週間 8,580円 ~ 1ヶ月 27,280円

メンテナンス不要・保険付き・税込

買うより借りる

ガッツでしょ!

ガッツレンタカー 新潟駅前店

TEL: 025-256-8520 FAX: 025-256-8325
新潟市中央区明石 1-2-10 コーポ明石1F
https://guts-rentacar.com/

『認定支援機関』として新潟の企業を応援します!

詳しくはこちらへ → <https://www.ogawakaikai.co.jp/>
(本店) 新潟市東区豊2-6-52 TEL 025-271-2212

税理士法人

小川会計

●法人税務～相続まで総合支援
●事業承継とコロナ対策支援

株式会社

小川会計 コンサルティング

●経営計画策定・モニタリング支援
●認定支援機関補助金申請

社会保険労務士法人

KBS

●人事・労務相談
●就業規則・助成金申請

会社の福利厚生を応援します

新潟市が出資している法人です。
従業員1人当たり月800円で、充実した福利厚生を実現!

会員募集中!

主な事業：慶弔給付、健康維持増進、自己啓発援助、余暇活動援助ほか

詳しいサービス内容はインターネットで

愛称 **コピー**

コピー

検索

公益財団法人
新潟市勤労者福祉サービスセンター
新潟市中央区西堀通6-878-1 西堀7番館ビル3F
電話 (025)201-6113 http://www.nippy.jp/

第13回小規模事業者持続化補助金のご案内

本補助金は小規模事業者が自ら持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で、販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。補助金概要は以下の通りです。

【第13回公募締め切り】2023年9月7日(木) (交付決定前に支払った経費は対象外となります。)

対象者	下記に該当する法人・個人事業・特定非営利活動法人が対象となります。 ・商業・サービス業・・・従業員数5名以下 ・宿泊業・娯楽業・・・従業員数20名以下 ・製造業その他・・・従業員数20名以下 ※パート、アルバイトは含めません。
補助対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、雑役務費など ※ウェブサイト関連費は申請補助金額のうち1/4を上限とし、ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

申請類型	追加要件	補助上限額	補助率
通常枠		50万円	2/3
賃金引上げ枠	事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+30円以上増加していること。 (すでに+30円以上である事業所の場合は、さらに+30円以上支給すること。)	200万円	2/3 ※赤字事業者の場合は3/4
卒業枠	事業終了時点で従業員数を増加し、小規模事業者従業員数を超えて事業規模を拡大すること。	200万円	2/3
後継者支援枠	申請時に「アトツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった事業者であること。	200万円	2/3
創業枠	公募締め切り時から起算して過去3か年の間に「特定創業支援等事業」による支援を受け、かつ過去3か年の間に開業した事業者であること。	200万円	2/3

※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者は上記補助上限額に一律50万円上乘せ

【お問い合わせ先】新潟商工会議所中小企業振興部 TEL: 025-290-4212 MAIL: soudan@niigata-cci.or.jp

つなぐ。支える。事業を、地域を。

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々を支援する政策金融機関です。
 中小企業・小規模事業者、農林漁業者の皆さまのさらなる発展を応援します。

JFC 日本政策金融公庫
新潟支店

国民生活事業 0570-018548
 農林水産事業 025-240-8511
 中小企業事業 025-244-3123

ご紹介ください！
おひとり一社

会員の皆様と共に地域経済の発展を！

会員紹介のご連絡はこちらから

お取引先、関連会社などでご入会いただいていない事業所がございましたら、是非、ご紹介くださいますようお願いいたします。